

いじめ防止対策マニュアル
—いじめ防止等のための基本的な方針—

静岡県立静岡西高等学校

目 次

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方

第2章 組織の設置

- 1 名称
- 2 構成員
- 3 役割

第3章 いじめの未然防止

- 1 道徳教育
- 2 生徒の自主的活動の場の設定
- 3 保護者や地域への啓発
- 4 配慮を要する生徒への支援
- 5 教職員の資質向上
- 6 学校評価による取組の改善
- 7 いじめ防止のための主な取り組み

第4章 いじめの早期発見

- 1 いじめの情報共有
- 2 生徒の実態把握
- 3 相談体制の整備

第5章 いじめへの対応

- 1 早期の事実確認
- 2 組織的な対応
- 3 被害生徒への支援
- 4 加害生徒への指導
- 5 保護者対応
- 6 いじめの解消
- 7 関係機関との連携

第6章 重大事態への対応

- 1 重大事態定義
- 2 重大事態についての調査

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかどうかの判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒の状況等をしっかり確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等対策委員会を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、被害も加害も経験している。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られていなかったり問題を隠したりする雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」としてまわりで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。

第2章 組織の設置

1 名称 いじめ防止対策委員会

2 構成員 校長 副校長 教頭 生徒指導課長 相談室長 学年主任 養護教諭

- ・必要に応じて、HR担任、部活動顧問など、該当生徒に関係の深い(人間関係を把握できる)教職員を追加する。

- ・さらに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士(スクールロイヤー)、医師、警察官経験者(スクールサポーター)など外部専門家に協力を求める。

3 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定・検証・改定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見・早期対応
- ・情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案など
- ・いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う

第3章 いじめの未然防止

1 道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

2 生徒の自主的活動の場の設定

HR活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

3 保護者や地域への啓発

保護者等や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

4 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

5 教職員の資質向上

いじめ防止対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

6 学校評価による取組の改善

達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

7 いじめ防止のための主な取り組み【年間計画】

月	取組	未然防止	早期発見
4月	・学校いじめ防止基本方針の周知(全) ・初期指導(1) ・面接週間(全)	○ ○ ○	○ ○ ○
5月	・学校生活アンケート第1回(全) ・保護者会(全)	○ ○	○ ○
6月	・青陵祭(全) ・異年齢交流(2SP) ・コミュニケーションスキル講座(1)	○ ○ ○	
7月	・三者面談(全)	○	○
9月	・面接週間(全) ・保育体験実習(1) ・異年齢交流(3SP)	○ ○ ○	○
10月	・学校生活アンケート第2回(全) ・体育大会(全)	○ ○	○
11月	・デートDV防止講座(1)	○	

12月	・修学旅行（2） ・異年齢交流（3SP）	○ ○	○
2月	・スキー実習（1・2SP）	○	○
定期	・カウンセリング（希望者） ・定例会議（毎月）	○ ○	○ ○

第4章 いじめの早期発見

1 いじめの情報共有

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が情報を抱えこまず、いじめ防止対策委員会に報告する。

2 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的な面談やアンケート調査等を行い、複数の目による状況の見立てを行う。

3 相談体制の整備

相談室を中心に、スクールカウンセラー等と協力し、生徒・保護者・教職員に対する相談体制を整備する。いじめを受けた生徒や、いじめを報告した生徒を守る。

第5章 いじめへの対処

1 事実確認

いじめの相談を受けたりいじめがあると思われたりするときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。早期に事実確認を行う。

(1) いじめ防止対策委員会へ報告

いじめが確認された場合は、県教育委員会に報告する。

(2) 事実確認

ア 当該生徒、周囲の生徒から情報収集

イ アンケート調査の実施

ウ 関係教員・保護者等からの情報収集

エ 内容

① 被害者、加害者、関係者（誰か誰に、関係している人物の人間関係）

② 時間と場所（いつ、どこで）、期間（いつ頃から、どれくらい）

③ 内容（具体的にどのようないじめか）

④ 背景と要因（いじめのきっかけは）

オ 記録（客観的な事実のみ）

2 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため「いじめ防止対策委員会」を中核として、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

3 被害生徒への支援

必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように環境を整える。

4 加害生徒への指導

(1) いじめを行った生徒に対して、教育的指導を行う。

(2) 校長が教育上必要であると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

(3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、

連携して対応する。

(4) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報する。

5 保護者対応

(1) 被害生徒及び加害生徒の保護者には、速やかに事情を説明し、今後の支援や指導について説明し、協力を求める。(電話連絡、家庭訪問)

(2) 被害生徒の保護者と加害生徒の保護者の間で争いが起きることがないように、保護者と情報を共有する。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、

①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいる。

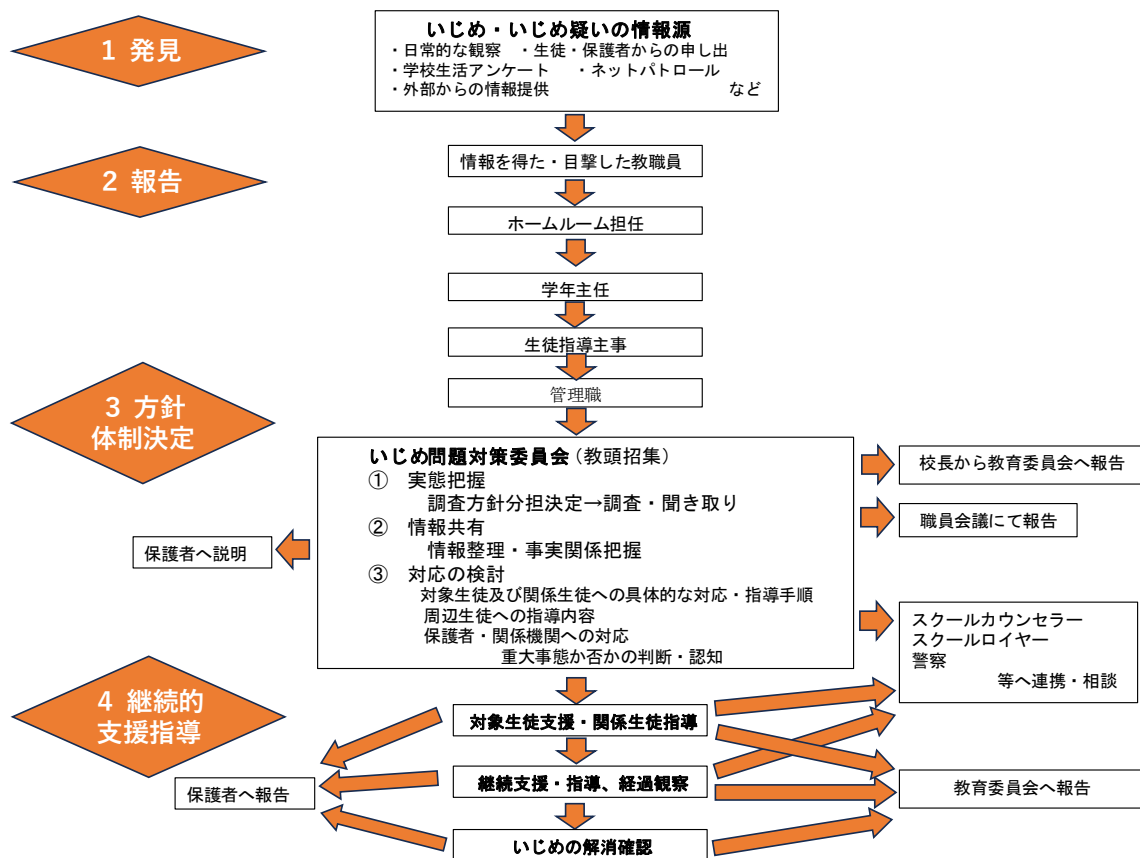
②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない

ことの2点が満たされていることが必要である。

7 関係機関との連携

(1) 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きた時には、状況に応じて連携し、早期に対応できるようにしておく。

(2) 必要に応じて、児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。



第6章 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、県教委作成の「いじめの重大事態対応マニュアル」を踏まえ、

適切に対応する。

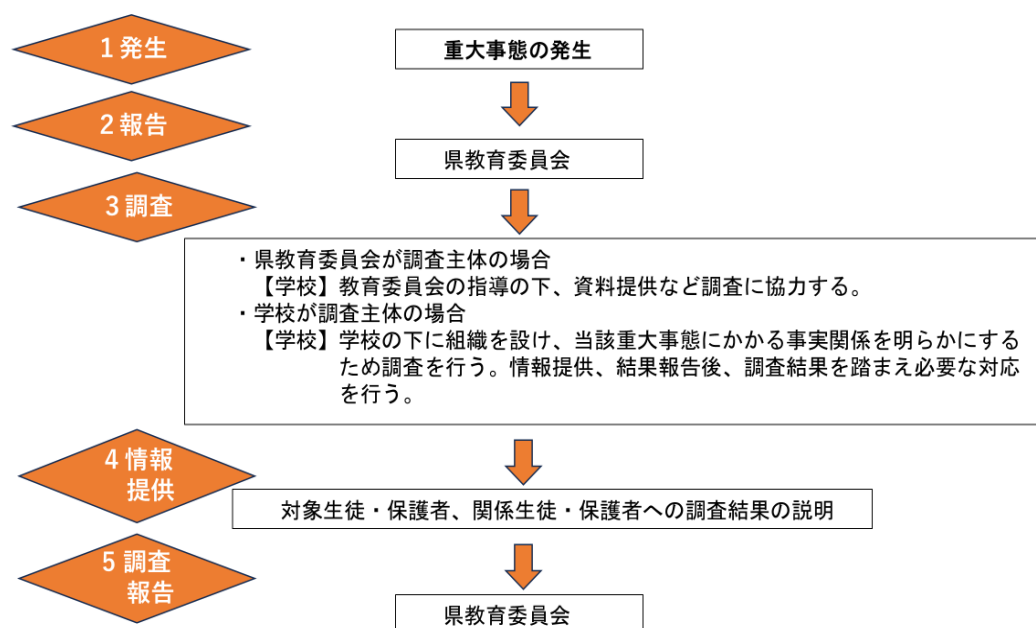
1 重大事態の定義

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

生徒や保護者から、いじめのより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

2 重大事態についての調査

- (1) 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教委の判断のもと、速やかに組織を設け、事態への対処や同種に事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- (3) 調査方法として、生徒や教職員へのアンケートや聞き取りなどがある。
- (4) 因果関係の特定を急ぐべきではない。
- (5) 生徒の入院や死亡などで聞き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳に配慮しつつ、保護者の気持ち・要望・意見を受け止めた上で調査を行う。



この基本方針は令和8年4月1日より施行する。